

規 則

埼玉県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月十七日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一―六四

埼玉県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年埼玉県人事委員会規則一―四八）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。